



第46号

# 商工会通信

発行

有明町商工会

令和3年3月

## 事業継続力強化支援計画を策定しました

島原市と島原商工会議所、有明町商工会  
共同で策定・申請した、事業継続力強化支  
援計画が本年2月26日付けで、長崎県知  
事の認定を受けました。

事業継続力強化支援計画とは、商工会又  
は商工会議所が、地域の防災を担う関係市  
町と連携し、自然災害等に備える小規模事  
業者の取組を支援する等の計画を作成し、  
都道府県知事が認定する制度です。

今後は、「地方公共団体が提供するハザ  
ードマップや国が提供する全国地震動予  
測地図等を活用した、事業活動に影響を与  
える自然災害等のリスクの認識に向けた  
注意喚起」、「損害保険の加入等の自然災害  
等が事業活動に与える影響の軽減に資す  
る取組や対策の啓発普及」、「地区内小規模  
事業者による事業者BCPの策定に関す  
る指導及び助言」等に取組んでまいります。



## 伴走型支援事業の報告

伴走型支援事業とは、国から認定を受け  
た「経営発達支援計画」に基づき、国の補  
助金を活用しながら、小規模事業者に寄り  
添った支援を実施する事業です。本年度は  
以下の内容に取り組みました。

### ① 事業計画策定支援

7件の小規模事業者に対して、専門家  
（中小企業診断士と協力して、「企業概要」  
「経営上の問題点」「顧客ニーズと市場の  
動向」「提供する商品・サービスの強み」  
「経営方針・目標」「今後のプラン」の6  
項目について分析。専門家の視点による客  
観的な分析を行うことで、現状分析や経営  
方針を定めることが出来ました。

また、経営革新計画申請、持続化補助金  
活用、事業承継、コロナウイルス感染症対  
策等の潜在ニーズを掘り起こすことが出  
来ました。

### ② 商談会への出展支援

令和2年10月27日～28日に長崎市で  
開催された「魅力発信！ながさき商談会」  
への出展を支援。

出展者は、食品製造業1社。当日はバイ  
ヤー6社と商談し、商品のPR等を実施。

後日、見積書送付による商談を実施。

次年度も、事業計画策定支援と商談会へ  
の出展支援に取り組む予定です。当事業の  
活用を希望される小規模事業者におかれ  
ましては、商工会までご相談ください。

## 各種補助金制度のご紹介



### ① 小規模事業者持続化補助金

「持続化補助金」とは、小規模事業者等  
が地域の商工会又は商工会議所の助言を  
受けて経営計画を策定し、その計画に沿っ  
て地道な販路開拓等に取組む費用の2/3を  
補助し、上限額50万円。販路開拓に取り  
組むための設備投資、看板作成、改装工事、  
HP作成等に活用できます。

現在決定している応募スケジュールは  
以下のとおりで、事業実施期間はそれぞ  
れの交付決定日から10カ月以内です。

- ・ 第5回受付締切 令和3年6月4日
- ・ 第6回受付締切 令和3年10月1日
- ・ 第7回受付締切 令和4年2月4日

## ②ものづくり補助金

「ものづくり補助金」とは、中小企業・小規模事業者等が制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する制度。概要は以下のとおり。

◎補助上限  
一般型：100万円

グローバル展開型：300万円

◎補助率

通常枠：中小企業 1/2

小規模事業者 2/3

低感染リスクビジネス型：2/3

◎補助要件

以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額+3%以上/年
- ・給与支給総額+1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円

◎応募スケジュール

- 第6次締切 令和3年5月13日
- 第7次締切 令和3年8月頃
- 第8次締切 令和3年11月頃
- 第9次締切 令和4年2月頃

## ③事業再構築補助金

事業再構築補助金とは、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援するための補助金です。

◎対象

①申請前直近6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の売上合計が、コロナ以前の同3ヶ月の売上合計と比較して10%以上減少している中小企業等。

②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均30%(一部50%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均30%(一部50%以上増加増加の達成。

◎中小企業

通常枠 補助額100万円～600万円

卒業枠 補助率2/3

卒業枠 補助額600万円超～1億円

卒業枠 補助率2/3

◎中堅企業

通常枠 補助金100万円～800万円

通常枠 補助率1/2(400万円超は1/3)

グローバルV字回復枠

補助額 800万円超～1億円

補助率 1/2

活用例

◎飲食業(喫茶店経営)

飲食スペースを縮小し、新たにコーヒーや焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

◎運輸業(タクシー事業)

新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

◎建設業(土木造成・造園)

自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

※3月18日時点の情報です。詳細が分かり次第商工会HP等でお知らせします。



※②及び③の申請には、「e-BIZ-2IDプラットフォーム」のアカウントが必要で、取得には約2週間を要します。補助金申請をご検討の場合は、早めの取得をお勧めします。

**税込表示(総額表示)が義務化されます**

令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります。

店頭の数値・棚札のほか、チラシ、カタログ、広告などどのような表示媒体でも、対象となります。

なお、税込価格への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はございません。

◇ **総額表示に《該当する》価格表示の例**

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
9,800円(税込10,780円)		

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

**インボイス制度が導入されます**

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の登録を受けるためには、原則として、令和3年10月1日から令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

未登録事業者からの仕入に対して、購入側(消費税の課税事業者)は仕入税額控除が認められなくなるため、未登録事業者との取引が無くなる恐れがあります。

※「インボイス」とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたもの。

※「インボイス制度」とは、売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

**インボイスってナニ?**

▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)>	~令和5年9月	<インボイス>	令和5年10月~
<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社</p> <p>●年●月●分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p>	<p>【記載事項】</p> <p>① 請求書発行事業者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社(T1234...)</p> <p>●年●月●分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円 10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円</p> <p>※は軽減税率対象</p>	<p>【記載事項】</p> <p>区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの</p> <p>① 登録番号(課税事業者のみ登録可) ② 適用税率 ③ 税率ごとに区分した消費税額等</p>

**島原市事業継続支援給付金**

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警報が発令されたことに伴い、飲食店等の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し、県と連携して事業継続支援給付金が支給されます。



◎支給額

令和3年1月または2月の売上高が対前年比または対前年比で

- ・20%以上50%未満減少の場合 10万円
- ・50%以上減少の場合 20万円

◎申請期間・窓口

令和3年3月8日(月)～5月31日(月)  
当日消印有効

産業政策課(本庁2階)、農林水産課(有明庁舎1階)

※申請様式等は商工会窓口にも備え付けております。詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

長崎県の最低賃金のお知らせ

最低賃金件名		最低賃金額(1時間) 効力発生日
長崎県最低賃金		<b>793円</b> 令和2年10月3日
特定最低賃金	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	<b>875円</b> 令和元年12月7日
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	<b>837円</b> 令和2年12月20日
	船舶製造・修理業、 船用機関製造業	<b>875円</b> 令和元年11月29日

お問い合わせ先  
厚生労働省長崎労働局賃金室 TEL095-801-0033

新任のご挨拶

この度の人事異動により諫早市商工会より赴任してまいりました松永基宏です。出身は西彼杵郡長与町、年齢は45歳、妻と息子の3人家族です。

自然豊かな素晴らしい環境である有明町に住まわせていただくことになり、楽しみでしかたありません。

不慣れな部分もあり、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、地域のことを早く知り、会員の皆様のお役に立てるよう頑張ります。

よろしくお願い致します。



退任のご挨拶

3月31日をもって、有明町商工会より、再度南島原市商工会へ異動いたします。平成27年4月1日に当地へ赴任し、早いもので6年が経過しました。その間、片

山会長を始めとする有明町の皆様には大変お世話になりました。お陰様で、これまでにない大変貴重な経験が出来ました。

コロナの影響でしばらくは大変厳しい状況が続くと思いますが、有明町商工会と会員事業所の皆様の今後益々のご発展とご多幸を祈念して私からのご挨拶とさせていただきます。

本田龍也



令和3年3月19日現在の金利情報

◎日本政策金融公庫

普通貸付(基準金利)

担保不要の場合 2.06%~2.55%

担保提供の場合 1.11%~2.20%

マル経 1.21%

教育ローン 1.68%

◎商工貯蓄共済融資資金制度

積立範囲内 0.975%~1.21%

積立範囲外 1.21%

◎島原市中小企業振興資金 1.80%